

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………一
- ……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 規則 (公)
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則……………五
- 告示 (公)
- 警備員等の検定の実施 (二件)……………五
- 警備員指導教育責任者講習の実施……………七
- 公告
- 特定非営利活動法人の認定……………八
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………九
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九

### 告示

#### ●東京都告示第千五百五十七号

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) 第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和三年九月十七日

東京都知事 小池 百合子

#### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三二五	雑誌	ディアプラス コミックス DEAR+ C O M I C S 6 9 3 H a k k a +	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四七五二七七八一	書籍	株式会社新書館	同右
四三二六	書籍	K i R c o m i c s 視線部屋↑メス堕ち短編集↑	同右
		株式会社CLAPコミックス	同右

#### ●東京都告示第千五百五十八号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千二百六十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

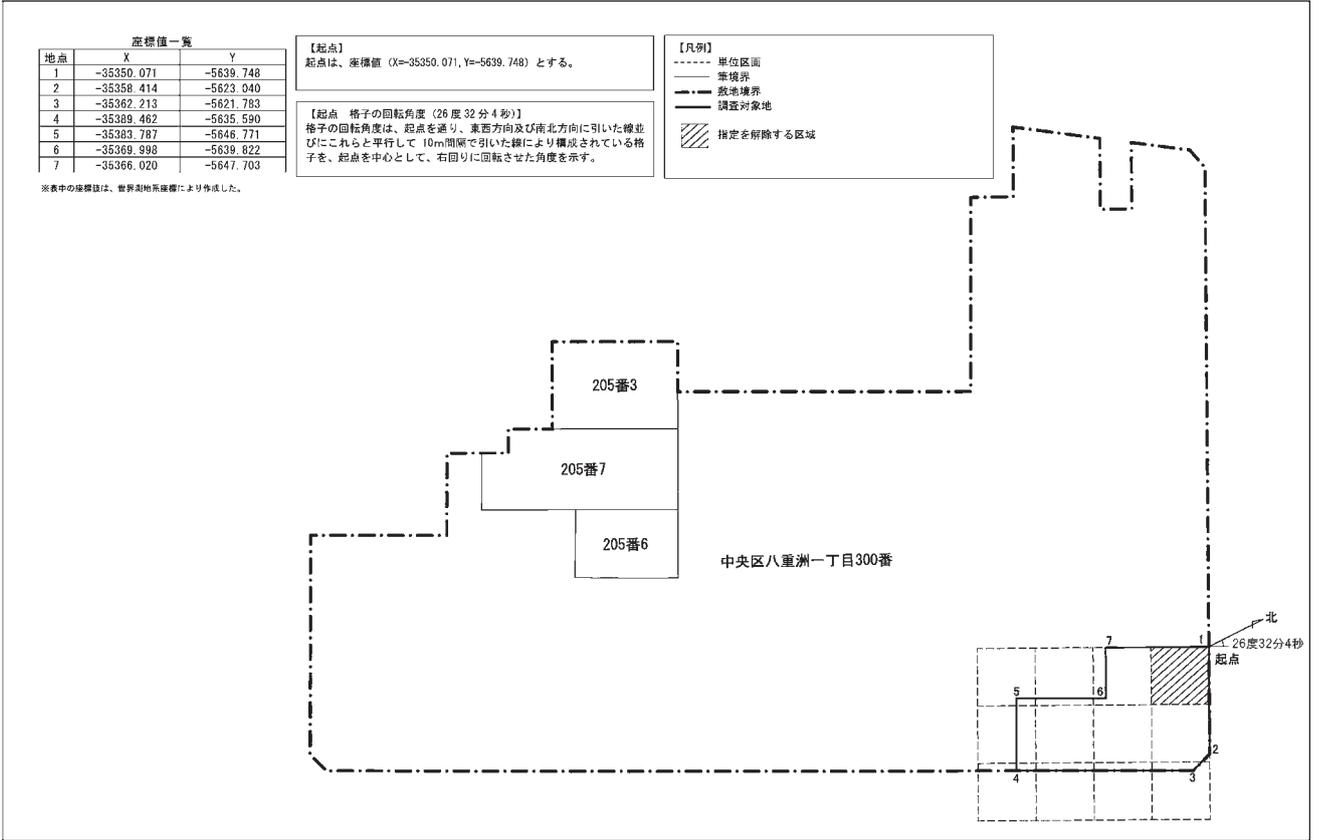
令和三年九月十七日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり (中央区八重洲一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



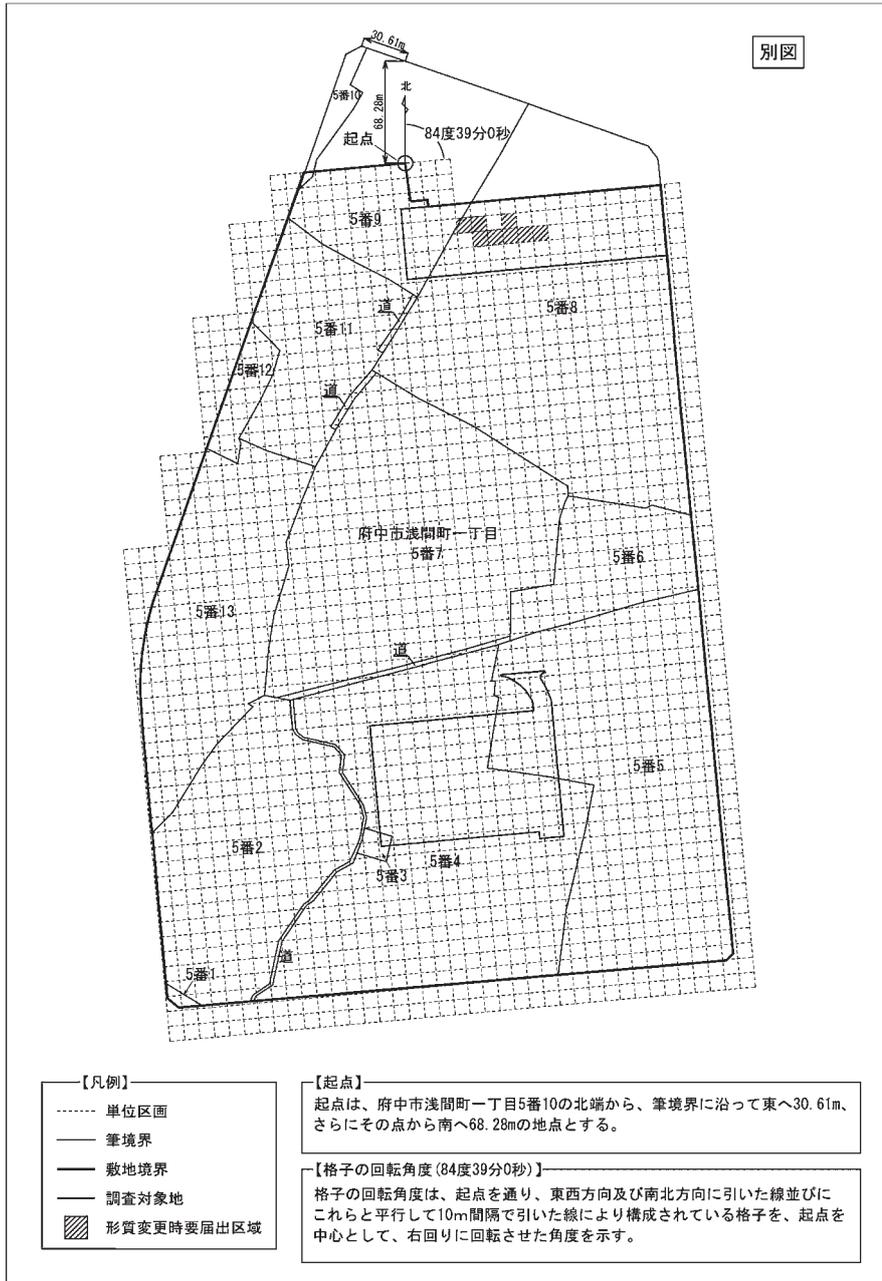
●東京都告示第千五百五十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年九月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(府中市浅間町一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年九月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 八丈循環

二 変更の区間 八丈島八丈町三根四千十四番四地内から同所同番三地内まで

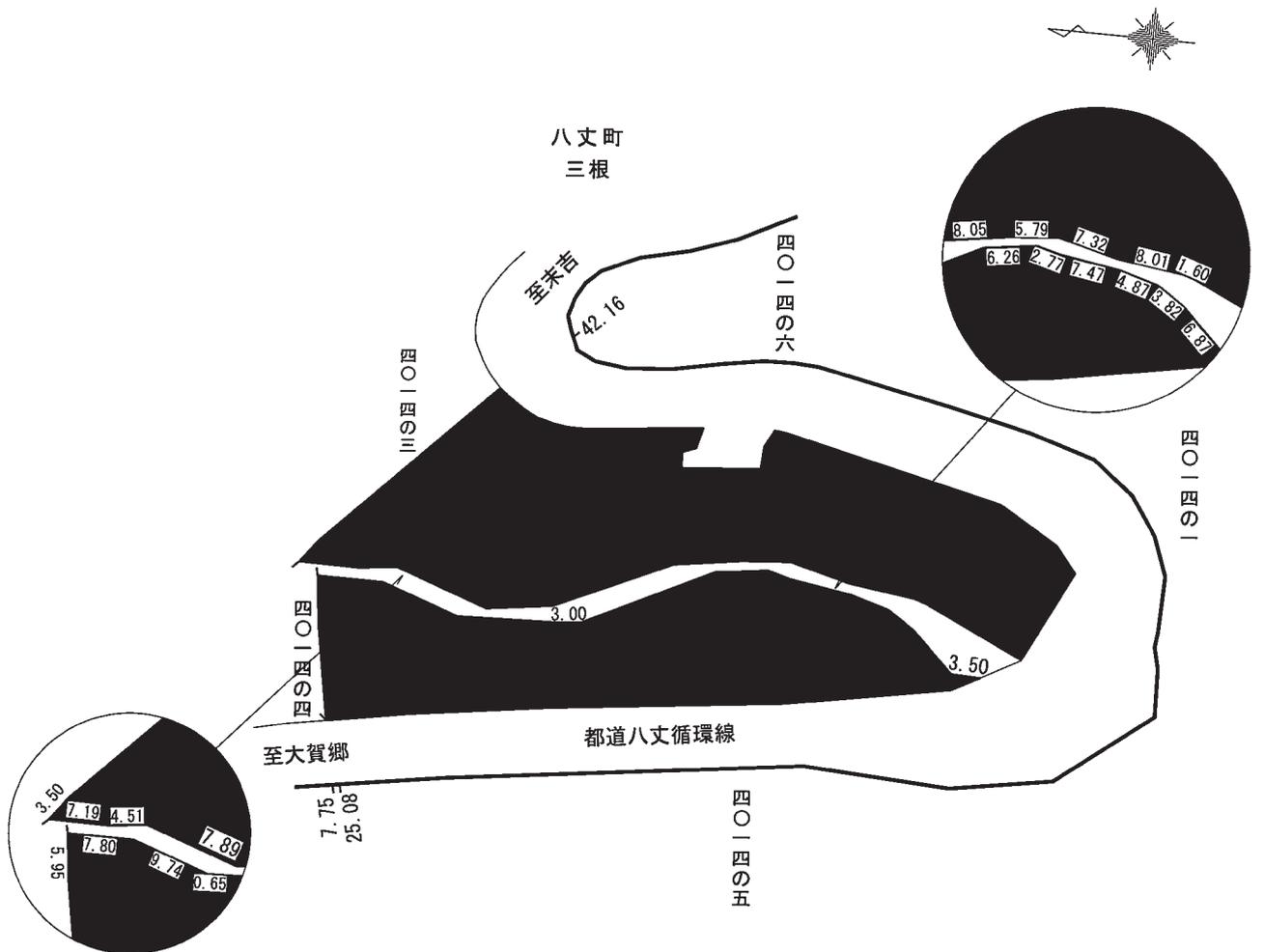
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八丈循環線区域変更略図  
八丈島八丈町三根地内



延長 一八二・六九メートル  
面積 二、三三九・七八平方メートル



# 規 則 (公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年9月17日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

## ●東京都公安委員会規則第6号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第21条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 警視庁航空隊（以下「航空隊」という。）の運用及び連絡調整に関すること。

第25条第9号中「いう。）」を「いう。）及び」に改め、「及び警視庁航空隊（以下「航空隊」という。）」を削る。

第54条の2を第54条の3とし、第54条の次に次の1条を加える。

(航空隊)

第54条の2 警備部に航空隊を附置する。

2 航空隊は、航空機を運用することにより、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援に当たる。

3 航空隊に隊本部及び班を置く。

4 航空隊に飛行センターを置くことができる。

第55条の3を次のように改める。

第55条の3 削除

第71条第3項及び第73条第3項中「自動車警ら隊、鉄道警察隊、航空隊」を「航空隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊」に改める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

# 扣 取 (公)

## ●東京都公安委員会告示第256号

警 備 業 法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和3年9月17日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和3年12月18日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和4年1月29日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁畿洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務（以下「雑踏警備業務」という。）に係る規則第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。）

4 検定予定人員

20名

5 受検対象者

(1) 規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

令和3年11月8日（月曜日）及び同月9日（火曜日）の2日間

日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03 (3581) 8201

7 申請手続

(1) 受付期間

令和3年11月17日（水曜日）から同月19日（金曜

<p>日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前(2)のイに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面 オ 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(2)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通 オ 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事</p>	<p>証明書（以下「警備業務従事証明書」という。） ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し (4) 検定手数料 13,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第257号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 令和3年9月17日 東京都公安委員会 委員長 北 井 久美子</p> <p>記 1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和3年12月18日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験</p>	<p>令和4年1月29日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第3号の警備業務（雑踏警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 45名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 令和3年11月10日（水曜日）及び同月11日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 令和3年11月17日（水曜日）から同月19日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい</p>
--	---	---

<p>すれかに掲げる警察署を経出して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 13,000円</p> <p>7 問合せ先</p> <p>警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>_____</p> <p>●東京都公安委員会告示第258号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び</p>	<p>機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年9月17日</p> <p>東京都公安委員会</p> <p>委員長 北井久美子</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間</p> <p>令和3年12月7日(火曜日)から同月15日(水曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。)</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所</p> <p>台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分</p> <p>法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員</p> <p>150名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第</p>	<p>4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。</p> <p>なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日</p> <p>令和3年11月1日(月曜日)及び同月2日(火曜日)の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p>
---	--	--

<p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(3837) 2160</p> <p>(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち120名は、次に掲げる者を優先する。</p> <p>ア 現に東京都内に居住する者</p> <p>イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和3年11月19日(金曜日)までの間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該</p>	<p>当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>ウ 前6の(3)のイ又はイに該当する者は、それぞれに該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前6の(3)のイに該当する者は、居住地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の居住地が明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業</p>	<p>所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前6の(3)のイ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>8 受講料納入手続</p> <p>(1) 受講料納入の受付期間 令和3年11月29日(月曜日)及び同月30日(火曜日)の2日間</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 受講手数料 47,000円</p> <p>9 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03(5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03(3581) 4321 内線30312</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>公 告</b></p> <p style="text-align: center;">特定非営利活動法人の認定について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和三年九月十七日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称</p>
--	---	--

<p>特定非営利活動法人 L a M a n o</p> <p>二 代表者の氏名 高芝 一民</p> <p>三 主たる事務所の所在地 町田市金井五丁目十四番十八号</p> <p>四 認定の有効期間 令和三年七月十四日から令和八年七月十三日まで</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人日本アマチュア演奏家協会</p> <p>二 代表者の氏名 中馬 脩、林 英治、梶岡 肇</p> <p>三 主たる事務所の所在地 新宿区歌舞伎町二丁目六番十六号 パレドール歌舞伎町第二二〇一号</p> <p>四 その他の事務所の所在地 大阪府大阪市住吉区大領四丁目十三番十七号 福井秀紀方</p> <p>五 認定の有効期間 令和三年七月八日から令和八年七月七日まで</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人きらめき未来塾</p> <p>二 代表者の氏名 住川 雅洋</p> <p>三 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿六丁目六番二号</p> <p>四 認定の有効期間</p>
<p>令和三年八月三日から令和八年八月二日まで</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年九月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>令和三年九月十七日</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 西友小平店</p> <p>二 店舗所在地 小平市美園町一丁目三十三番二号</p> <p>三 設置者名 合同会社西友</p> <p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>八 変更後の小売業者 合同会社西友ほか一名</p>	
<p>の氏名又は名称</p> <p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p> <p>十 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫</p> <p>十二 変更日 令和三年三月一日ほか</p> <p>十三 届出日 令和三年八月五日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和三年九月十七日から令和四年一月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 西友ひばりが丘団地店</p> <p>二 店舗所在地 西東京市ひばりが丘三丁目六番二十六号</p> <p>三 設置者名 合同会社西友</p> <p>四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友</p>	

八	変更前の小売業者の代表者名	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
九	変更後の小売業者の代表者名	大久保 恒夫
十	変更日	令和三年三月一日
十一	届出日	令和三年八月五日
十二	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	縦覧期間	令和三年九月十七日から令和四年一月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	西友久米川店
二	店舗所在地	東村山市栄町二丁目三番地十ほか
三	設置者名	株式会社野澤綜合本社
四	設置者住所	東村山市本町二丁目四番地二十八
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	合同会社西友ほか二名
六	変更前の小売業者の住所	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号(株式会社しまむら)
七	変更後の小売業者の住所	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六百二番一号(株式会社しまむら)
八	変更前の小売業者	リオネル・アルベール・ジェイ・
九	の代表者名	デスクリー・ドウ・マレドスー(合同会社西友)ほか
十	変更後の小売業者の代表者名	大久保 恒夫(合同会社西友)ほか
十一	変更日	令和三年三月一日ほか
十二	届出日	令和三年八月五日
十三	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十四	縦覧期間	令和三年九月十七日から令和四年一月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十五	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	西友豊田店
二	店舗所在地	日野市多摩平一丁目九番地の一
三	設置者名	合同会社西友
四	設置者住所	北区赤羽二丁目一番一号
五	変更前の設置者の代表者名	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
六	変更後の設置者の代表者名	大久保 恒夫
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	合同会社西友ほか一名
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	合同会社西友
十	変更前の小売業者の代表者名	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
十一	変更後の小売業者の代表者名	大久保 恒夫
十二	変更日	令和三年三月一日ほか
十三	届出日	令和三年八月五日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十五	縦覧期間	令和三年九月十七日から令和四年一月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	小田萬本社ビル
二	店舗所在地	足立区東和五丁目十二番十三号
三	設置者名	株式会社小田萬
四	設置者住所	足立区東和五丁目十二番十三号
五	変更を行った小売業者の氏名又は名称	合同会社西友
六	変更前の小売業者の代表者名	リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
七	変更後の小売業者の代表者名	大久保 恒夫
八	変更日	令和三年三月一日
九	届出日	令和三年八月五日
十	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

十一  
縦覧期間

一号)

令和三年九月十七日から令和四年  
一月十七日まで。ただし、東京都  
の休日に関する条例（平成元年東  
京都条例第十号）に定める休日を  
除く。

十二  
縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

